

第5次  
桶川市環境にやさしい  
庁内率先実行計画

【地球温暖化対策実行計画】  
(事務事業編)

令和8年3月  
桶川市

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 地球温暖化対策実行計画とは. . . . . 1

## 第2章 計画策定の背景

- 1 気候変動の影響. . . . . 2
- 2 地球温暖化を巡る国際的な動向. . . . . 3
- 3 地球温暖化を巡る国内の動向. . . . . 4
- 4 地球温暖化対策を巡る本市の取組. . . . . 5

## 第3章 基本的事項

- 1 計画策定の目的. . . . . 6
- 2 対象範囲. . . . . 6
- 3 対象とする温室効果ガス. . . . . 6
- 4 二酸化炭素を排出する活動. . . . . 7
- 5 計画期間. . . . . 7
- 6 計画の位置付け. . . . . 8

## 第4章 温室効果ガスの排出状況

- 1 基準年度と現況年度の温室効果ガスの排出状況. . . . . 9
- 2 基準年度と現況年度の温室効果ガス排出量の比較. . . . . 10

## 第5章 温室効果ガスの排出削減目標

- 1 目標設定の考え方. . . . . 11
- 2 温室効果ガスの削減目標. . . . . 11

## 第6章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針. . . . . 13
- 2 具体的な取組内容. . . . . 13

## 第7章 計画の推進

- 1 推進体制. . . . . 15
- 2 進捗管理. . . . . 17

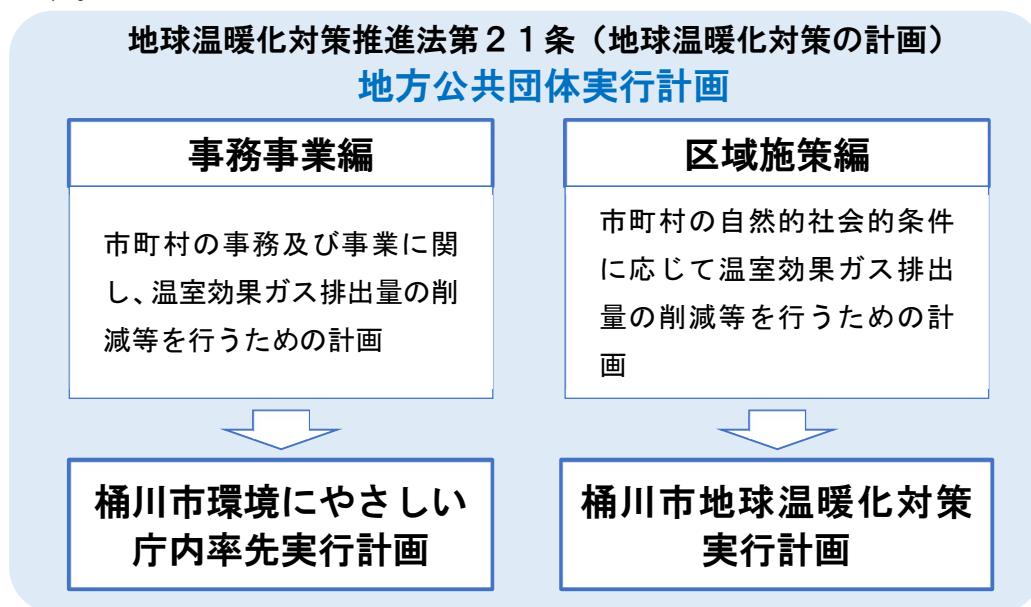
## 第1章 計画の概要

### 1 地球温暖化対策実行計画とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項では、市町村の事務等における温室効果ガス排出量の削減等を行うための計画として、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が規定されています。

本市では、この規定に基づく計画として「第4次桶川市環境にやさしい市内率先実行計画」を令和3年に策定し、温室効果ガスの排出抑制の取組を市内で推進してきました。

なお、地球温暖化対策推進法第21条第4項に、市町村が市域における温室効果ガスの削減等を行うための計画として、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が規定されていますが、本市においては、この規定に基づく計画として「桶川市地球温暖化対策実行計画」を令和7年（2025年）に策定しています。



地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）  
（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 略

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

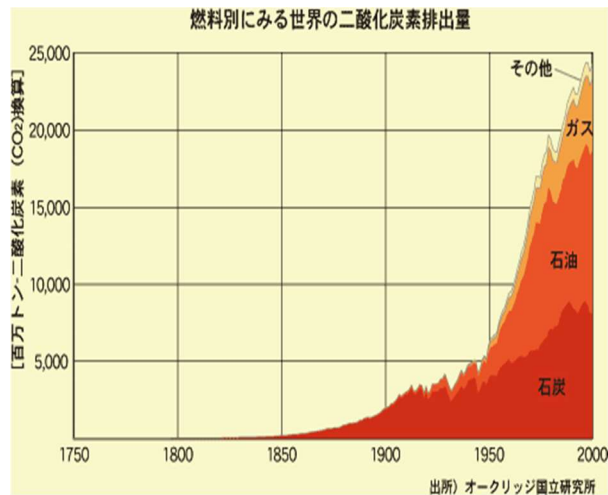
## 第2章 計画策定の背景

### 1 気候変動の影響

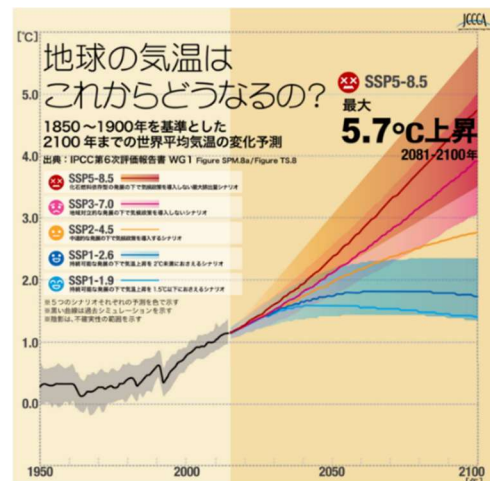
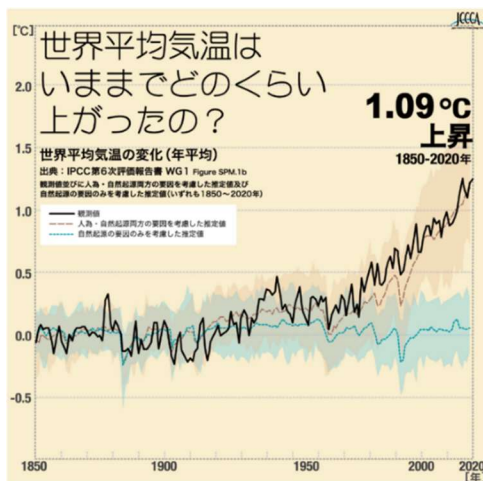
地球温暖化に伴う気候変動は、世界各地において、極端な気象災害や農業被害の多発、熱中症や感染症等の健康被害の拡大、生物多様性の損失などに影響を及ぼしています。

IPCC※（国連気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、世界全体の温室効果ガス排出量は、GDPと人口増加に伴って増え続けており、化石燃料燃焼によるCO<sub>2</sub>排出量が主要な要因となっていると報告されました。

また第6次評価報告書では、1850年～2020年で世界平均気温は1.09℃上昇しており、1850～1900年を基準とした2100年までの世界平均気温の変化予測では、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しなかった最大の温室効果ガス排出量シナリオ（SSP5-8.5）の場合、今世紀末（2081～2100年）までに3.3℃～5.7℃上昇することが報告されました。



（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JACCA） 図表



（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JACCA） 図表集）

※人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関と国連環境計画により設立された組織。

## 2 地球温暖化を巡る国際的な動向

### (1) パリ協定

I P C C の評価報告書を踏まえ、平成 27 年（2015 年）11 月から 12 月にかけてフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 2 1）において、2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、平成 28 年（2016 年）11 月 4 日に発効されました。

「パリ協定」では、

- 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施

などの世界共通の長期目標や行動が掲げられました。

### (2) 2050 年カーボンニュートラル

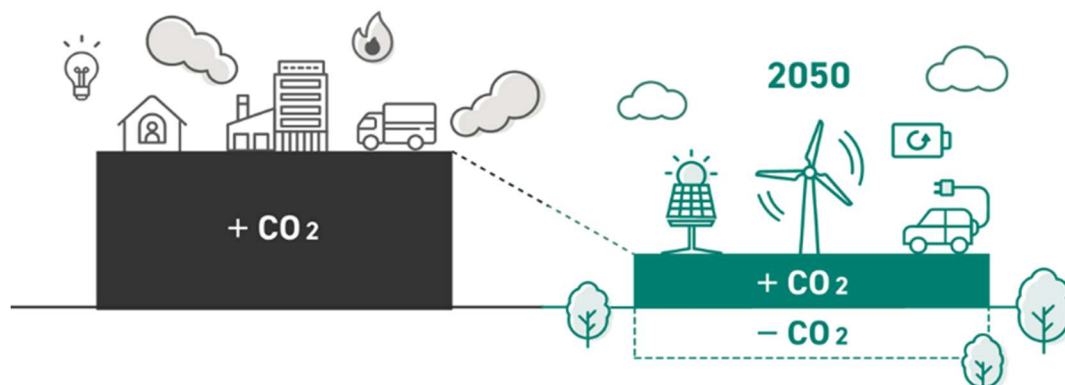
令和 3 年（2021 年）10 月から 11 月にかけて、英国のグラスゴーにおいて開催された C O P 2 6 において、決定文書として、パリ協定の 1.5℃ 目標の達成に向けて、締約国に

- 今世紀半ばでのカーボンニュートラル（温室効果ガス実質排出ゼロ）
- その重要な経過点となる令和 12 年（2030 年）に向けて野心的な対策

を求め、この 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されました。

#### カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）ことです。



(出典: 環境省「カーボンニュートラルとは」脱炭素ポータル)

### 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

#### (1) 国の動向

国際社会の動向を踏まえ、国は令和2年(2020年)10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現を目指す」ことを宣言しました。

この実現に向け、令和3年(2021年)10月には、「令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの削減目標を平成25年度(2013年度)比46%削減する」目標を掲げた「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和12年(2030年)、そして令和32年(2050年)に向けた挑戦を絶え間なく続けていくことにしました。

■ 国の地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

| 温室効果ガス排出量・吸収量<br>(単位: 億t-CO <sub>2</sub> )    | 2013排出実績   | 2030排出量 | 削減率  | 従来目標                       |      |
|---|--|---------|------|----------------------------|------|
|   |  | 14.08   | 7.60 | ▲46%                       | ▲26% |
| エネルギー起源CO <sub>2</sub>                        | 12.35  | 6.77    | ▲45% | ▲25%                       |      |
| 部門別   | 産業   | 4.63    | 2.89 | ▲38%                       | ▲7%  |
|   | 業務その他  | 2.38    | 1.16 | ▲51%                       | ▲40% |
|   | 家庭   | 2.08    | 0.70 | ▲66%                       | ▲39% |
|   | 運輸   | 2.24    | 1.46 | ▲35%                       | ▲27% |
|   | エネルギー転換  | 1.06    | 0.56 | ▲47%                       | ▲27% |
| 非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O | 1.34   | 1.15    | ▲14% | ▲8%                        |      |
| HFC等4ガス(フロン類)                                 | 0.39   | 0.22    | ▲44% | ▲25%                       |      |
| 吸収源   | -  | ▲0.48   | -    | (▲0.37億t-CO <sub>2</sub> ) |      |
| 二国間クレジット制度(JCM)                               | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 |         |      | -                          |      |

(出典: 環境省 地球温暖化対策計画 令和3年(2021年))

#### (2) 県の動向

県では、令和3年3月に「第3期埼玉県温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定、令和4年4月に改訂を行い、地球温暖化対策に取り組んでいます。この計画では、「令和12年度(2030年度)における県の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成25年度(2013年度)比46%以上削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦する」ことを定め、その実現に向け次の取組を進めています。

- 全員参加のPDCAサイクルによる省エネ活動
- 公用車更新時におけるEV・PHVなどの電動車の率先導入
- 施設の改修・更新時における高効率設備・機器の導入促進

#### 4 地球温暖化対策を巡る本市の取組

##### (1) 本市のこれまでの取組

本市では、深刻化する地球環境問題に対応し、地域から地球環境問題の解決に向けて取り組んでいくため、平成8年（1996年）に「桶川市環境自治体宣言」及び「桶川市ゴミ10カ条宣言」を行い、平成12年（2000年）に「桶川市環境基本計画」を策定しました。

平成14年（2002年）は「桶川市環境にやさしい市内率先実行計画」を策定し、市の公共施設の温室効果ガス排出量の削減に向けた計画的な取組を開始しました。その後、第2次及び第3次の計画を策定し、令和3年（2021年）には第4次の計画を策定するとともに、脱炭素社会の実現に向けて令和32年（2050年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティとして主体的に取り組んでいくことを宣言しました。

##### (2) 桶川市環境にやさしい市内率先実行計画の取組

第1次計画から第4次計画において温室効果ガスの排出量は、全て基準値を下回り、目標を達成しています。

#### ■温室効果ガス排出量削減の取組状況

| 計画期間                     | 基準値                                  | 目標  | 実績値                                  | 増減率    | 目標達成度 |
|--------------------------|--------------------------------------|-----|--------------------------------------|--------|-------|
| 第1次<br>平成15年度<br>～平成19年度 | 2,939.8t-CO <sub>2</sub><br>(平成13年度) | ▲6% | 2,607.8t-CO <sub>2</sub><br>(平成19年度) | ▲11.3% | ○     |
| 第2次<br>平成20年度<br>～平成24年度 | 4,555.0t-CO <sub>2</sub><br>(平成18年度) | ▲3% | 4,140.4t-CO <sub>2</sub><br>(平成24年度) | ▲9.1%  | ○     |
| 第3次<br>平成25年度<br>～令和2年度  | 3,137.8t-CO <sub>2</sub><br>(平成24年度) | ▲2% | 3,000.6t-CO <sub>2</sub><br>(平成29年度) | ▲4.4%  | ○     |
| 第4次<br>令和3年度<br>～令和7年度   | 2,201.6t-CO <sub>2</sub><br>(令和元年度)  | ▲1% | 2,080.7t-CO <sub>2</sub><br>(令和6年度)  | ▲5.5%  | ○     |

### 第3章 基本的事項

#### 1 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、環境負荷の低減を温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進することを目的として策定します。

#### 2 対象範囲

本計画の対象は、本市が行う全ての事務・事業であり、出先機関や指定管理施設を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

#### 3 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項では、以下の7つの温室効果ガスが規定されています。このうち、事務事業編で算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、以下の一から六の6種類のガスとなっていますが、本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの大部分は二酸化炭素が占めています。

そのため、本計画では二酸化炭素を対象として、排出量の削減を図っていきます。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

#### 4 二酸化炭素を排出する活動

地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項では、地方公共団体の通常の事務・事業を想定し、温室効果ガスの物質ごとに、温室効果ガスが排出される活動の区分が規定されていますが、前項において本計画では、二酸化炭素を対象とすることとしています。そのため、本計画では前項で対象とした温室効果ガスを排出する活動として、次の活動を対象とします。

#### ■対象とする温室効果ガスを排出する活動

| 二酸化炭素を排出する活動     | 二酸化炭素を排出する活動例  |
|------------------|----------------|
| イ 都市ガスの使用        | 空調機器の使用        |
| ロ 燃料の使用          |                |
| LPG              | 給湯器の使用         |
| ガソリン             | 自動車、草刈り機の使用    |
| 軽油               | 自動車の使用         |
| 灯油               | 暖房機器の使用        |
| A重油              | 空調機器の使用        |
| ハ 他人から供給された電気の使用 | 電力会社が発電した電気の使用 |

#### 5 計画期間

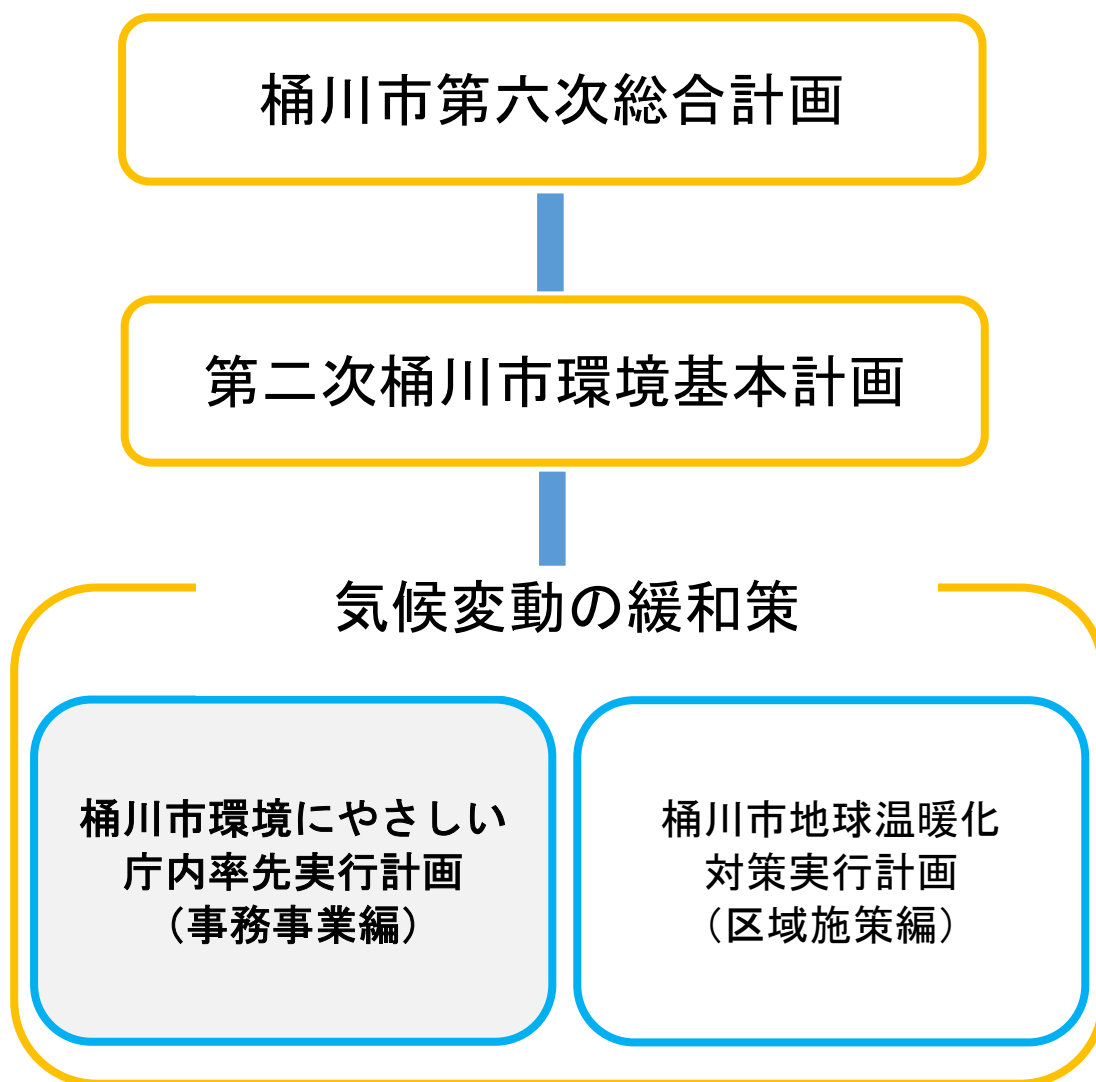
国が目指す2050年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策計画に合わせて本計画期間は、令和8年度（2026年度）から国の中間目標年度である令和12年度（2030年度）までの5年間とし、基準年度は平成25年度（2013年度）とします。

|                           | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | ... | 令和12年度<br>(2030年度) | ...    | 令和32年度<br>(2050年度)     |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-----|--------------------|--------|------------------------|
| 第5次桶川市環境に<br>やさしい市内率先実行計画 | 計画策定<br>年度        | ←————→            |     |                    | 次期以降計画 |                        |
| 国の地球温暖化対策計画に<br>おける目標     |                   |                   |     | 中間目標<br>年度<br>▲46% |        | 目標年度<br>カーボン<br>ニュートラル |

## 6 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項により策定が義務付けられた計画で、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減に向けた目標と施策の方向、その他の必要な事項を定める計画とします。

また、桶川市第六次総合計画や第二次桶川市環境基本計画と整合を図り、気候変動の緩和策としての計画とします。



## 第4章 温室効果ガスの排出状況

### 1 基準年度と現況年度の温室効果ガスの排出状況

桶川市における事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、以下の表に示すとおり基準年度である平成25年度（2013年度）において、約4,751t-CO<sub>2</sub>となっています。

また、現況年度である令和6年度（2024年度）における温室効果ガス総排出量は、以下の表に示すとおり約3,584t-CO<sub>2</sub>となっています。

#### ■温室効果ガスの排出量（平成25年度（2013年度））

| 温室効果ガスの種類   | エネルギー等の種類             | 温室効果ガス排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 構成比<br>(%) |
|---|-----------------------|-----------------------------------|------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )                            | 電気                    | 3,918.8                           | 82.5       |
|   | 都市ガス                  | 328.8                             | 6.9        |
|   | LPG                   | 144.7                             | 3.0        |
|   | ガソリン                  | 93.3                              | 2.0        |
|   | 軽油                    | 46.2                              | 1.0        |
|   | 灯油                    | 89.5                              | 1.9        |
|   | A重油                   | 82.4                              | 1.7        |
|   | その他                   | 43.7                              | 0.9        |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)<br>メタン (CH <sub>4</sub> ) | 自動車の走行                | 3.3                               | 0.1        |
| ハイドロフルオロカーボン<br>(HFC)                               | 自動車用エアコン<br>ディショナーの使用 | 1.2                               | 0.0        |
| 合計  | —                     | 4,751.1                           | 100.0      |

#### ■温室効果ガスの排出量（令和6年度（2024年度））

| 温室効果ガスの種類   | エネルギー等の種類             | 温室効果ガス排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 構成比<br>(%) |
|---|-----------------------|-----------------------------------|------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )                            | 電気                    | 2,966.3                           | 82.8       |
|   | 都市ガス                  | 363.2                             | 10.1       |
|   | LPG                   | 105.5                             | 2.9        |
|   | ガソリン                  | 71.8                              | 2.0        |
|   | 軽油                    | 30.4                              | 0.8        |
|   | 灯油                    | 8.7                               | 0.2        |
|   | A重油                   | 0.3                               | 0.0        |
|   | その他                   | 34.9                              | 1.0        |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)<br>メタン (CH <sub>4</sub> ) | 自動車の走行                | 2.0                               | 0.1        |
| ハイドロフルオロカーボン<br>(HFC)                               | 自動車用エアコン<br>ディショナーの使用 | 1.1                               | 0.0        |
| 合計  | —                     | 3,584.2                           | 100.0*     |

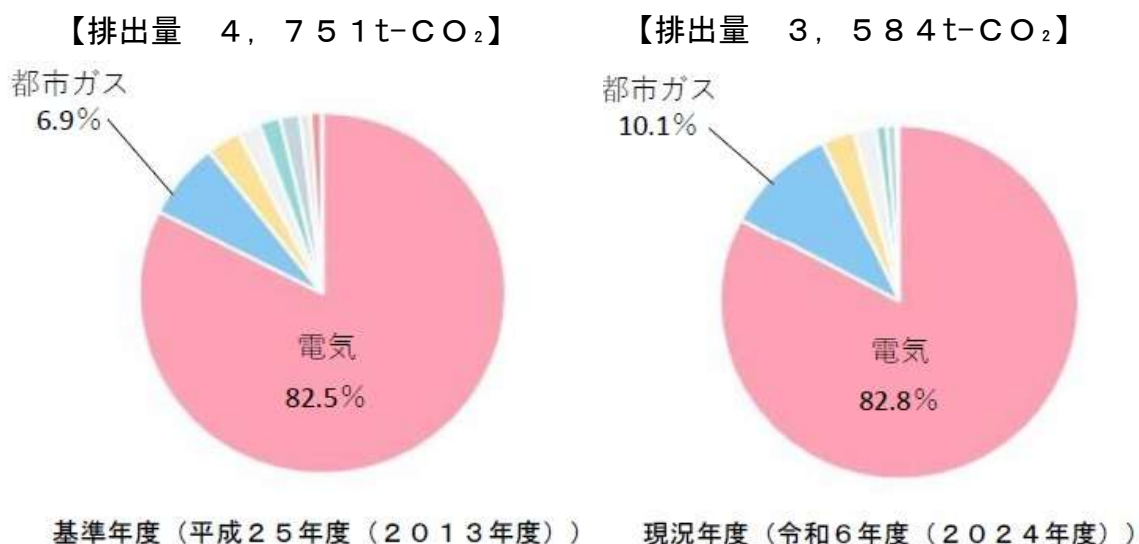
※合計（令和6年度）は端数処理の関係上、値が一致しないことがあります。

## 2 基準年度と現況年度の温出効果ガス排出量の比較

基準年度及び現況年度ともに温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の発生源は、以下の表に示すとおり、電気の使用に伴う排出量が大部分を占めております。次いで、都市ガス、LPG、ガソリンの使用に伴う排出となっておりますが、現況年度では都市ガスの使用量が増加し、都市ガスの使用による二酸化炭素の排出量が増加しています。

また、基準年度と現況年度の排出量は、それぞれ4,751t-CO<sub>2</sub>、3,584t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度と比較して現況年度の排出量が1,167t-CO<sub>2</sub>削減されているのは、平成31年(2019年)にごみ焼却施設の稼働が停止したことによります。

### ■ 温室効果ガス排出量の項目別内訳 (基準年度と現況年度比較)



#### 【温室効果ガス排出量の算定方法】

### 温室効果ガス排出量

$$\text{エネルギー使用量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

※排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項において、活動項目・燃料の種類等によって係数が定められています。

※地球温暖化係数は、地球温暖化対策推進法施行令第4条において、温室効果ガスの種類ごとに定められています。

## 第5章 温室効果ガスの排出削減目標

### 1 目標設定の考え方

国は、「地球温暖化対策計画」において「令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減する」目標を掲げています。

令和7年（2025年）3月に策定した「第二次桶川市環境基本計画」に包含して策定した個別計画である桶川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」）では、国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画を踏まえ温室効果ガス削減目標を設定しています。

本市の事務事業編における温室効果ガス削減目標は、区域施策編と同様に令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減の目標を踏まえ設定します。

### 2 温室効果ガスの削減目標

本市の事務や事業による温室効果ガス排出量の削減目標については、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を2,565t-CO<sub>2</sub>とし、平成25年度（2013年度）比46%の削減を目標とします。

#### 温室効果ガス排出量削減目標

- 目標年度の令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量について、平成25年度（2013年度）比46%の削減を目指します。

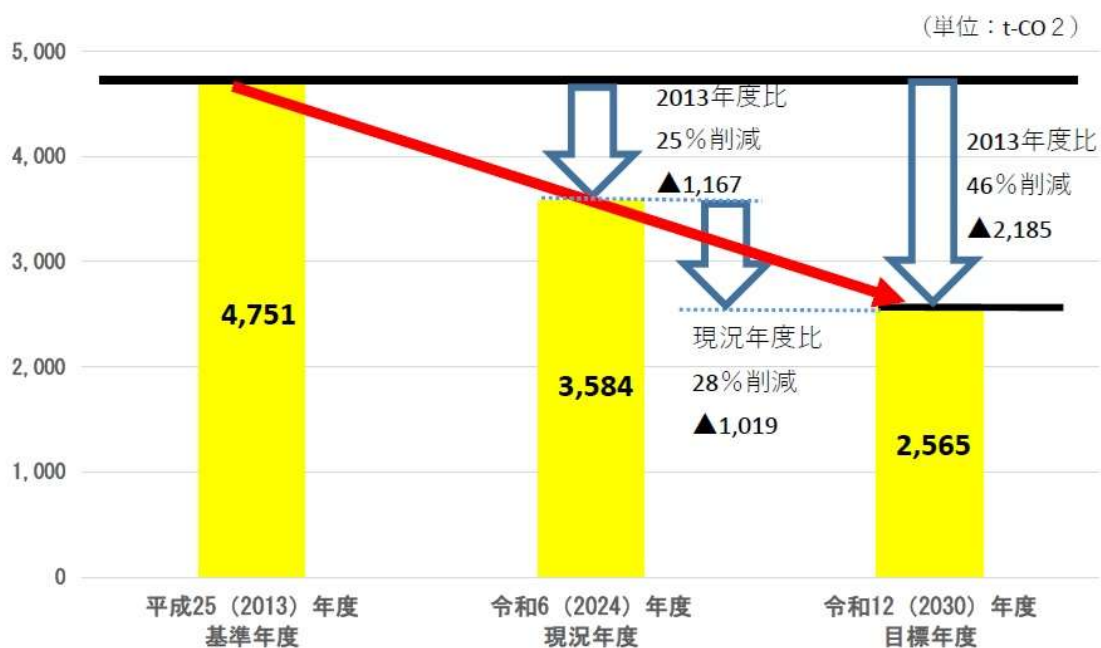
2013年度（基準年）排出量 : 4,751t-CO<sub>2</sub>

2013年度（基準）比 : 46%削減（▲2,185t-CO<sub>2</sub>）

2030年度排出量 : 2,565t-CO<sub>2</sub>

令和12年度（2030年度）の目標削減率46%を実現するためには、現況年度である令和6年度（2024年度）から1,019t-CO<sub>2</sub>の削減が必要となります。

### ■ 温室効果ガス排出量削減目標



## 第6章 目標達成に向けた取組

### 1 取組の基本方針

本市の事務・事業における温室効果ガスの主な排出要因は、電気や都市ガスなどの使用によるものであり、二酸化炭素が全体の排出量の99.9%を占めています。そのため、二酸化炭素の排出要因である電気や都市ガス、LPG、ガソリン、軽油、灯油、A重油の使用量の削減に対して、様々な取組により温室効果ガスの排出削減に向けて取り組んでいきます。特に、主な排出要因となっている電気及び都市ガスの使用量の削減に対しては、重点的に取り組みます。

### 2 具体的な取組内容

#### (1) 電気等エネルギー使用量の削減

| エネルギー種類           | 具体的な取組               |  |
|-------------------|----------------------|--|
| 電気                | 照明                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼休みは照明の消灯に努める</li> <li>・ 必要のない照明はこまめに消灯する</li> <li>・ 執務室や廊下などの照明を部分的に消灯し、節電を図る</li> <li>・ 勤務時間外は不要な電気の消灯をする</li> <li>・ ノー残業デーの速やかな退庁</li> </ul> |
|                   | 空調                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房の温度を管理するなど適正使用に努める</li> <li>・ 冷暖房の適正な温度管理</li> <li>・ 窓の開閉による適正な温度管理</li> <li>・ 夏季は軽装、冬季は重ね着をするなど着衣を工夫し温度調節をする、クールビズ及びウォームビズの実施</li> </ul>    |
|                   | OA機器                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退庁時には主電源を切る</li> <li>・ 長時間にわたって退席する時は、パソコンをシャットダウンまたはスリープモードにする</li> </ul>  |
| 都市ガス<br>LPG<br>灯油 | ガスコンロ<br>給湯器<br>ストーブ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスコンロ、給湯器の効率的な利用</li> <li>・ ストーブは、室温を管理するなど適正使用に努める</li> </ul>  |

| エネルギー種類    | 具体的な取組 |   |
|------------|--------|---|
| ガソリン<br>軽油 | 公用車    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの推進</li> <li>・アイドリングストップの実施</li> <li>・移動については、できる限り徒歩、自転車又は公共交通機関を利用する</li> <li>・余分な荷物は載せない</li> <li>・カーエアコンの効率的利用</li> <li>・タイヤの空気圧確認など、車両の整備、点検の実施</li> </ul> |

## (2) 省エネルギー対策

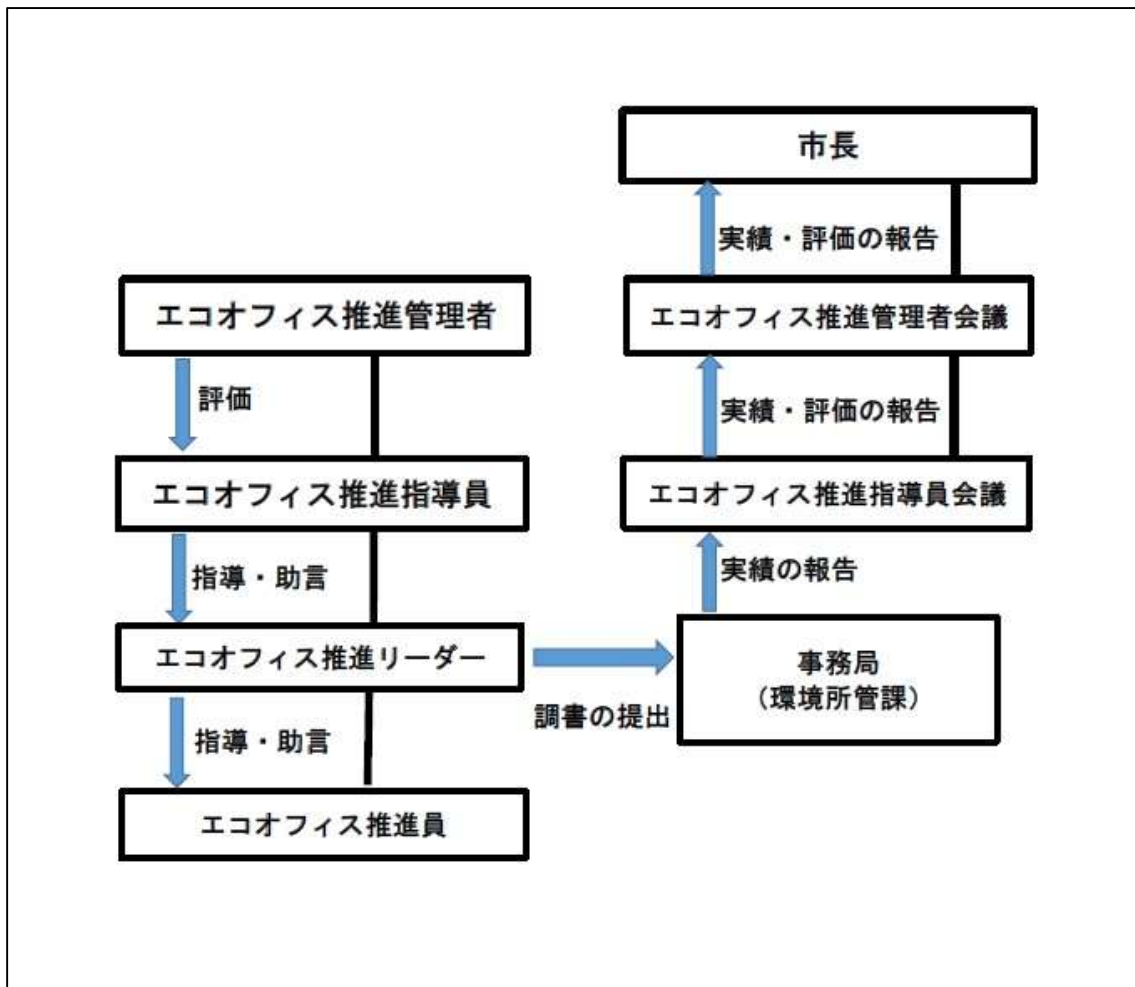
| 対策の種類    | 具体的な取組   |
|----------|--|
| 物品       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の電子化、両面印刷、集約印刷、裏紙利用などの徹底</li> <li>・庁内情報システムの活用などを推進</li> <li>・物品、サービス等を調達する際には、調達方針に基づき調達する「グリーン購入」を推進</li> <li>・公用車を新規購入又は更新する場合は、電動車（EV、HV、PHV等）を導入する</li> </ul>   |
| 施設       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等のLED化の推進</li> <li>・太陽光発電システム、高効率給湯器、高断熱窓などの導入</li> <li>・緑化の推進</li> <li>・スタレや壁面緑化などの日よけ対策の推進</li> <li>・環境負荷の少ない施工技術、方式の採用</li> <li>・温水洗浄便座（暖房便座）は、節電モードにする</li> </ul>  |
| 減量・リサイクル | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトル、マイカトラリー、マイバックの使用に努める</li> <li>・使用済み封筒の再利用</li> <li>・不要紙の再利用</li> <li>・古紙等のリサイクル資源は、分別してリサイクルする</li> <li>・出来る限り包装を省いた製品または簡易でリサイクル可能な包装の製品を優先的に購入する</li> <li>・ペーパーレス会議の推進による紙の購入削減</li> <li>・分別ボックスの設置</li> <li>・ごみの分別、資源化の徹底</li> <li>・フードドライブの推進</li> </ul> |

## 第7章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画における推進体制は次のとおりとし、全庁を挙げて温室効果ガス排出量削減に向けた取組を行うものとします。

#### ■ 推進体制図

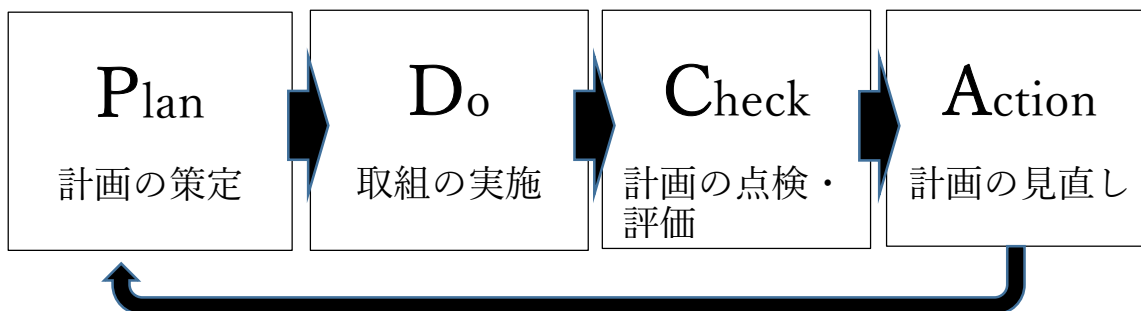


## ■役割

|      | 名称            | 主な役割  | 構成員                           |
|------|---------------|---|-------------------------------|
| 会議   | エコオフィス推進管理者会議 | 実施状況等について、エコオフィス推進指導員会議より実績の報告を受け、取組を審議・評価し、取組をまとめて市長に報告するための組織 | 座長：副市長<br>副座長：環境所管部長          |
|      | エコオフィス推進指導員会議 | 実施状況等について、各部署より実績の報告を受け、審議・評価し、取組をまとめてエコオフィス推進管理者会議に報告するための組織   | 座長：環境所管副部長<br>副座長：総務所管副部長     |
| メンバー | エコオフィス推進管理者   | 各部の施設ごとの取組に対する評価  | 副市長・各部署長<br>(市長、教育長以外の庁議メンバー) |
|      | エコオフィス推進指導員   | 各部の施設ごとの取組の報告に対する指導・助言  | 各部副部長、議会事務局次長                 |
|      | エコオフィス推進リーダー  | ・各所属のエコを推進<br>・各所属の施設ごとの取組の報告に対する指導・助言<br>・事務局への調書の提出           | 各所属長                          |
|      | エコオフィス推進員     | ・各所属のエコを推進<br>・半期ごとの実績を作成                                       | 5級以下の職員<br>(各課・機関に1名ずつ配置)     |

## 2 進捗管理

本計画の推進は、体系的な点検・評価を行うことで進行管理を図る必要があります。そのため、計画の進行管理は、PDCAサイクルを繰り返すことで目標達成を目指します。



### (1) 点検・評価

エコオフィス推進員は、半期ごとの施設ごとの取組に対する実績を作成した報告書に対して、エコオフィス推進指導員及びエコオフィス推進リーダーに指導・助言をもらいます。その報告書に対して、エコオフィス推進管理者が評価をした調書をエコオフィス推進リーダーから事務局に提出してもらいます。事務局は、燃料や電気等の二酸化炭素を排出する活動の実績を取りまとめ、エコオフィス推進指導員会議に報告します。エコオフィス推進指導員会議では、事務局からの実績の報告に対して、審議・評価し、エコオフィス推進管理者会議に報告します。また、エコオフィス推進管理者会議では、エコオフィス推進指導員会議からの実績の報告に対し、審議・評価を行い、市長に報告します。

### (2) 見直し・改善

エコオフィス推進管理者は、エコオフィス推進管理者会議で評価した取組について、エコオフィス推進指導員及びエコオフィス推進リーダーに取組内容の改善等の指示を行い改善に取り組みます。

また、事務局はエコオフィス推進管理者会議で報告された取組及び温室効果ガス排出量等の点検結果を基に分析し、温室効果ガス排出量抑制のための取組が着実に実施されるよう、必要に応じて計画内容や取組内容の見直しを適宜検討します。

### (3) 進捗状況の公表

本市の事務事業編に関する温室効果ガス排出量の調査結果は、市ホームページにて公表します。



**第5次桶川市環境にやさしい市内率先実行計画  
【地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】**

発行日 令和8年3月  
発行 桶川市  
企画・編集 桶川市環境経済部環境対策推進課  
〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号  
電話：048-786-3211（代表）  
E-mail：kankyo@city.okegawa.lg.jp  
市HP：https://www.city.okegawa.lg.jp



桶川市のマスコットキャラクター  
「オケちゃん」